

本人の希望によって週休3日の働き方を選択できる

お申し込み
専用QRコード

選択的週休3日制 無料コンサルティングのご案内



貴社の働き方・休み方の実態・課題を踏まえた、選択的週休3日制の検討を支援します

最近よく耳にする
選択的週休3日制とは
どういう制度なの？
自社での導入は可能？

選択的週休3日制を導入すると
どういう効果が期待できるの？
自社の働き方・休み方に合う？

選択的週休3日制を導入
したいけど、具体的に何
を検討したらよいの？

自社の実態を踏まえて、
選択的週休3日制の導入のほか
にも、検討した方がよい取組は
ある？



**選択的週休3日制についての理解を深め、
導入を検討するきっかけとしてご活用ください！**

募集概要

厚生労働省委託事業の一環として、選択的週休3日制に関する無料コンサルティングを希望する企業を募集します

面談2回
(無料)

■ 働き方・休み方の現状・課題等の整理

■ 選択的週休3日制の導入目的・検討論点の整理

貴社内での検討

■ 検討結果・今後の方向性等のお伺い／導入に向けたディスカッション

- ✓ 導入の時期等は貴社内でご検討いただきます
- ✓ コンサルティングでは、導入にあたっての検討論点の整理等の支援・アドバイスを実施しますが、就業規則の作成・変更・労使協定の締結、労働組合等の協議や社員への説明等を請け負うものではありません。これらの対応は貴社にて実施いただきます
- ✓ 検討の結果、導入を見送る形になっても構いません。その場合は、検討の経緯や懸念となった点などについてお伺いし、今後の参考とさせていただきます

- コンサルティングの内容等は、本事業で設置する検討委員会(有識者と厚生労働省・事務局で構成する非公開の会議)で共有し、厚生労働省における今後の制度検討に活用します
また、事前に原稿をご確認いただいたうえで、厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」や「働き方・休み方改革 取組事例集」内のコラム等に掲載することを念頭に置いております
企業名の掲載が難しい場合等は個別にご相談ください
- 本事業は厚生労働省より委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)が実施します

お申し込み方法

以下のお申し込み専用URLまたは右上の専用QRコードからお申し込みください
https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/work-holiday_consulting2024

お問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 令和6年度働き方・休み方改革推進に係る広報事業事務局
受付担当: 高橋、天野 e-mail:workandrest@murc.jp

※お電話でのご相談をご希望の場合は上記e-mailにご連絡先等を送付ください。折り返しお電話いたします

選択的週休3日制とは？

- 本事業では、**労働者が本人の希望によって週休3日の働き方を選択できる制度**のことを「**選択的週休3日制**」としています
- 本事業でアドバイスを行う選択的週休3日制は、以下のような制度を想定しています

	タイプ①圧縮労働型	タイプ②短日勤務型
1日あたり労働時間	休日を増やす分、1日あたり労働時間を増加	維持
週あたり労働時間	維持	休日を増やす分、週あたり労働時間を削減
給与	維持	労働時間を減らす分、給与を削減
労働時間制度等	1ヵ月単位の 変形労働時間制 フレックスタイム制	短時間勤務制度と同様に、報酬・業務等に関する検討等が必要

- 本事業のコンサルティングでは、労働者が本人の希望によって、週休3日の働き方を選択できる制度を「**選択的週休3日制**」とし、週休2日の働き方に戻る選択もできることを前提としています
このため、以下の制度は、本事業のコンサルティングの対象には含みません
 - ① 給与水準を維持したまま休日を増加する制度
 - ② 予め週休3日を前提として雇用契約を結ぶ制度
 - ③ その他、シフト制や裁量労働制により、結果的に週休が3日となるような制度

選択的週休3日制を導入することの効果は？

- 選択的週休3日制を導入することで、以下のような効果が期待できます



働く人

育児、介護、治療と仕事の両立、自己啓発、地域貢献、余暇の充実などのために、多様な働き方を望む人の働き方の選択肢を増やし、ワーク・ライフ・バランスを促進する



企業

働き方の選択肢を増やすことで、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上や、育児・介護・治療等による離職防止、多様な働き方を望む従業員の満足度向上、人材獲得への効果が期待できる

選択的週休3日制コンサルティングに参加すると・・・

- 選択的週休3日制についての理解が深まり、今後の検討に活かすことができます
- 働き方・休み方改革の基本的な考え方についてのアドバイスを受け、新たな取組や施策見直しのヒントを得られます

募集要件

- 本事業では、以下の企業等を募集します

従業員規模	役員を除く従業員 30名以上
業種	公務・官公署を除く業種
その他	労働関係法令、その他法令に抵触していない企業であること

- 申し込みいただいた企業から、業種・規模等のバランスを考慮して、対象企業を選定いたします

- 募集企業数: 5社(予定)

- 申込締切日: 2024年10月4日(金) ※切延長いたしました

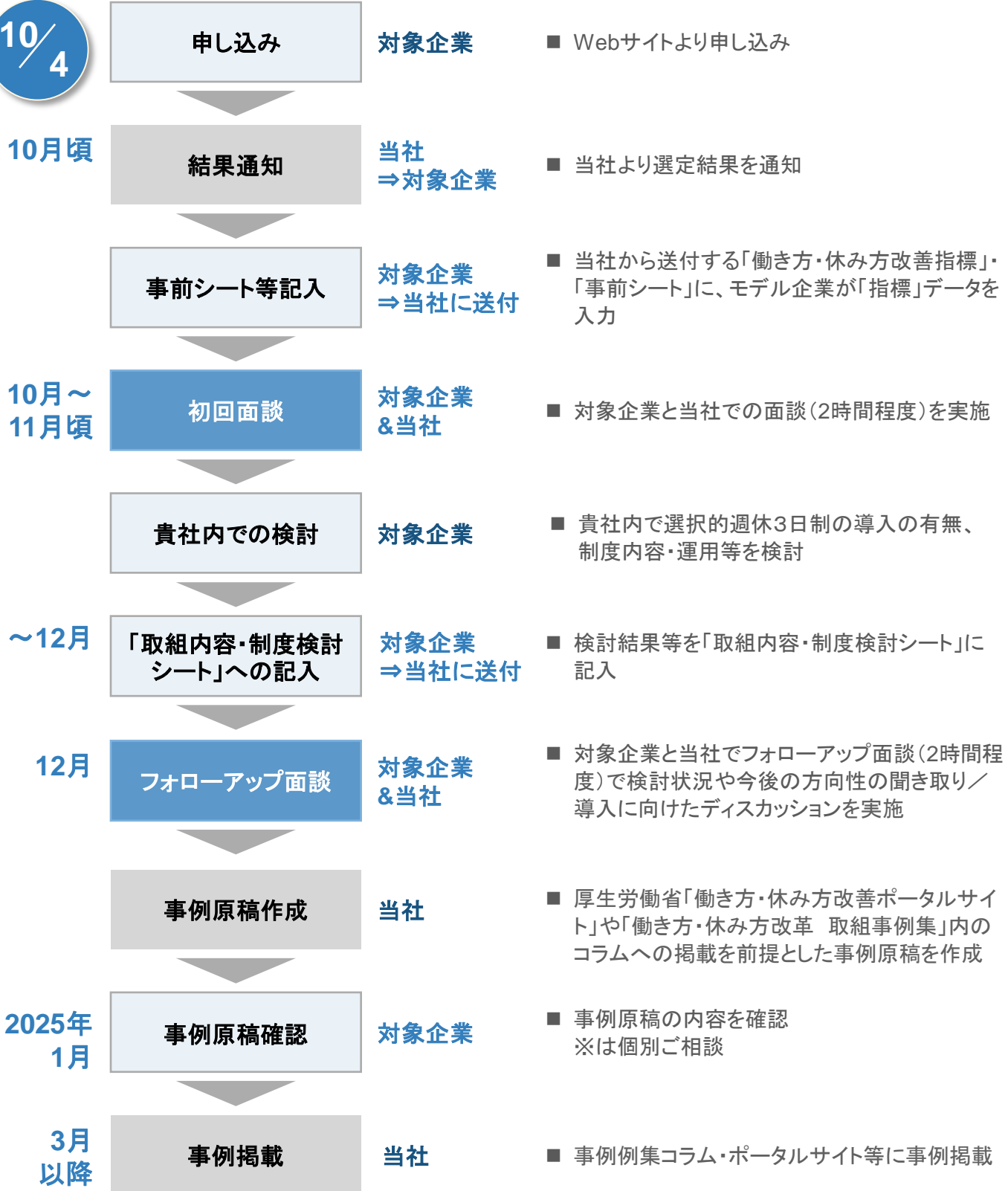
対象企業にご協力いただくこと

1. 当社から送付する「事前シート」や「働き方・休み方改善指標」に記入にて自社の状況・課題等を整理いただきます
2. 面談(オンライン等)を実施し、貴社の働き方・休み方の現状・課題等についてヒアリングを行ったうえで、選択的週休3日制の概要・効果・導入に当たっての検討点・留意点等をご説明します
 - ✓ オンラインでのご対応が難しい場合は、ご訪問も可能です
 - ✓ 面談には、働き方改革や人事労務の知識を持った研究員2名程度が参加する予定です。本事業委員の社会保険労務士が同席することもあります
3. 面談内容を踏まえ、選択的週休3日制の導入について、社内でご検討いただきます
4. 検討結果等について、「取組内容・制度導入検討シート」に記入いただき、弊社に送付いただきます
 - ✓ フォローアップ面談等を実施し、検討状況や今後の方向性の聞き取りや、導入に向けたディスカッション等を実施します
5. 導入に向けた就業規則の変更・労使協定の締結、社内説明等については、貴社内で実施いただきます
 - ✓ 本コンサルティングでは、制度導入に向けての助言、支援を行うものであり、支援とアドバイスが中心になります。企業の就業規則の作成・変更などの業務を請け負うわけではありません
6. 「働き方・休み方改善ポータルサイト」や「働き方・休み方改革 取組事例集」への事例掲載にあたり、当社で作成した事例原稿案のご確認をいただきます

実施事項・スケジュール

※スケジュールは目安です

申込締切



本事業は「令和6年度働き方・休み方改革推進に係る広報事業」として受託しているものです
 本件に関する面談・相談等のご対応は、2025年3月迄を期間として実施する旨、予めご了承ください

お申し込み方法

お申し込み専用URL または 専用のQRコードからお申し込みください
https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/work-holiday_consulting2024



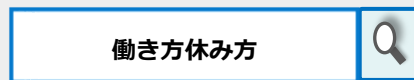
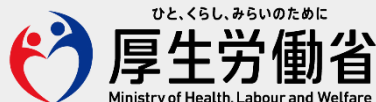
- 選定結果については、後日担当者よりお電話またはe-mailにてご連絡いたします
- ※業種・規模等のバランスを考慮して対象企業を選定するため、選外となる場合もございます。ご了承ください。

お問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
 令和6年度働き方・休み方改革推進に係る広報事業事務局
 受付担当：高橋、天野 e-mail:workandrest@murc.jp
 ※お電話でのご相談をご希望の場合は上記e-mailにご連絡先等を送付ください。折り返しお電話いたします

厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」からもお申し込みできます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



お申し込みの際の留意事項

- 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません
- 募集要件、実施事項・スケジュール、ご協力いただくことをご確認のうえ、お申込みください
- お申し込みいただいた企業から、業種・規模等のバランスを考慮して、対象企業を選定いたします。場合によっては、選外となる場合もございますので、ご了承ください
- 選定の結果、対象企業が予定数に達した時点で募集を終了させていただきます
- 選定にあたり、お申し込み後に事務局から個別に連絡させていただきます
- 止むを得ない事情により、実施事項・スケジュール等に変更が生じる場合がございます

個人情報の取り扱いについて

1. ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>) 及び、「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>) に従って適切に取り扱います
2. お預かりした個人情報は、当社において、本事業の運営及び本事業に関するご連絡の目的に限って利用し、厳重に管理いたします
3. お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません
4. お預かりした個人情報は、本事業の委託者である厚生労働省に対して提供する場合がございます。また、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います
5. 申込書の必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入頂けない場合は、お申込みをお受けできない場合がございます。また、ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容を確認させて頂く場合がございます。なお、必須項目以外のご記入は任意ですが、できるだけご記入いただけますようお願いいたします
6. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、上記記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください

